

【構造設備の基準】

項目	基準
脱衣室と浴室の区画	脱衣室と浴室の間は、見通してきける方法で区画すること
浴室の床面、側壁	床面及び床面から 1.5mまでの側壁は耐水性の材料を用いること 床面は排水及び清掃の容易な構造であること
浴槽の縁の高さ	浴室の床面から5cm以上あること
浴室の湯栓、水栓数	上がり用湯、上がり用水を十分供給できる数設置すること
飲用水の供給設備	浴室又は脱衣室に、飲料水供給設備を1ヵ所以上設け、「飲用適」の表示を行うこと
便所	入浴者の利用しやすい場所に便所を設け、防虫、防臭、流水式手洗い設備を設けること
サウナ設備	温度調整設備及び温度計を備え、常時適温に保持できる構造であること 室内を容易に見通せる窓を適当な位置に設けること 出入口は、入浴者が内部から開閉できる構造であること

【衛生措置の基準】

項目	基準
換気・照明等	施設内の換気、採光、照明及び保温は、脱衣、入浴等に支障のないよう十分に行うこと
施設、設備	入浴者が利用する脱衣室、浴室、便所等は常に清潔を保つこと
排水設備	排水が円滑に行われるよう十分に清掃し、防臭に努めること
入浴上の注意事項	浴槽に入る前には体を洗うこと等の注意事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること 薬湯、サウナ設備等の入浴に注意が必要な場合は、注意事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること
くし、タオル等の貸与	くし、タオル、かみそり等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒した清潔なものとするこ と
原湯、原水、上り用湯、 上がり用水、浴槽水	レジオネラ属菌 10cfu/100ml 未満であること (検査結果を保健所に報告すること)
浴槽水	浴槽水は、常に清潔を保ち、浴槽を満たしていること 露天風呂の湯水が、浴槽水に混じらないこと 毎日(循環式浴槽で毎日完全に換水しないものは1週間に1回以上)完全に換水し、 浴槽を清掃すること
上り用湯、上り用水	上がり用湯、上がり用水は、常に清浄を保ち、十分な量を供給すること
打たせ湯、シャワー	打たせ湯、シャワーは、浴槽水を使用しないこと
貯湯槽	生物膜その他の汚れ状況を定期的に監視し、清掃、消毒を行い、清掃時には貯湯槽内 の原湯等を完全に排水すること
調節箱	生物膜の状況を監視し、年1回以上、除去を行うための清掃及び消毒を行うこと
シャワー	週に1回以上、内部の水が置き換わるように通水すること シャワーヘッド及びホースは、6カ月に1回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを除 去するため、年に1回以上洗浄及び消毒をすること
配管	図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならな いよう管理すること
浴槽水等の水質検査	原湯、原水、上がり用湯、上がり用水、浴槽水については、レジオネラ属菌の水質検査を 行い、その結果を入浴者の見やすい場所に掲示し、保健所長へ報告すること
衛生管理手引書	衛生管理手引書を作成して従業者に周知徹底し、衛生管理責任者を選任すること
水質検査結果書	水質検査結果書及び残留塩素濃度測定結果等の記録書を作成し、3年間保管するこ と

循環式浴槽	原湯等	温度を常に60℃以上を保つ又は消毒を行うこと
	ろ過器	ろ過器は、週1回以上逆洗浄し汚れを排出するとともに、循環設備の清掃及び消毒を行うこと
	浴槽水	浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること
		浴槽水の消毒には塩素系薬剤を使用し、遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度を毎日測定・記録し、基準（遊離 通常 0.4、最大 1.0mg/L）・（結合 3.0mg/L）に保つこと
		消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、ろ過器の直前に投入すること
	集毛器	集毛器は、毎日清掃及び消毒を行うこと
	オーバーフロー還水管、回収槽	オーバーフロー還水管は直接循環配管に接続しないこと
		オーバーフロー還水管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を週1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収層の湯水を消毒を行うこと
	水位計	水位計は配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること
	水位計配管	水位配管系は週1回以上、洗浄及び消毒を行うこと
	気泡発生装置	当該設備に必要な湯水には、連日使用の浴槽水は使用しないこと
		内部の生物膜や定期的に監視し、除去のための清掃及び消毒を行うこと
	ろ過器及び消毒装置	浴槽に湯水があるときは、常に作動させること
	配管	内部の湯水を完全に排水できる構造とすること

【風紀措置の基準】

項目	基準
脱衣室、浴室	① 隔壁を設けて男女を区別し、相互に見通すことができないようにすること 脱衣室の出入口には男女別の表示をすること
	② 外部から見通すことができないようにすること
混浴	③ 7歳以上の男女を混浴させないこと
装飾設備等	④ 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告及び装飾設備の設置又は掲示を行わないこと
従業員の服装	⑤ 清潔で、かつ、善良な風俗を乱すおそれのないものとする

※家族風呂については、①と③の基準は適用されません。